

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和4年9月7日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

9月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第39号所管分の審査-----	2
質疑（塚本崇委員、福住礼子委員、藤浦雅彦委員、安藤薫委員、野口博委員）	
議案第45号の審査-----	12
質疑（塚本崇委員、福住礼子委員、藤浦雅彦委員、安藤薫委員）	
議案第46号所管分の審査-----	16
質疑（塚本崇委員、安藤薫委員）	
採決-----	18
閉会の宣告-----	18

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和4年9月7日(水) 午前10時 開会  
午前11時32分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 松本暁彦 委員 福住礼子  
委員 藤浦雅彦 委員 安藤 薫 委員 野口 博  
委員 塚本 崇

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
市長公室長 平井貴志 総務部長 山口 猛 建設部長 武井義孝  
総務部理事 辰巳裕志 同部参事兼工事検査室長 永田 享  
建設部参事兼道路交通課長 寺田満男 人事課長 松本泰洋  
防災危機管理課長 竹下博和 財政課長 森川 護

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件

議案第39号 令和4年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分  
議案第45号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の  
件  
議案第46号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種  
類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、委員各位には何かとお忙しいところ、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当常任委員会に付託されました3案件について、ご審査をいただきます。何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第39号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。

まず私からは、今回の補正に関して2点、質問させていただければと思います。

1点目でございます。

少し総論的な意味合いになりますが、まず歳入の部分で、財政調整基金繰入金を減

額、また臨時財政対策債を減額されています。

歳出で、財政調整基金積立金を増額されております。執行部の思いとして、このコロナ禍や物価高に耐える市民のために一部取り崩しを行って、将来負担を減らした上で、その対策を市民のために行ったのではないかと私は受け取ったんですが、今回の補正の意味づけを教えていただければ幸いです。

二つ目でございます。

15ページ、公共交通機関物価高騰対策補助金です。今回この182万6,000円、4月から6月分とお聞きしております。公共交通機関物価高騰に対する補助金と聞いてはいるんですが、一般財源からの支出になっております。この物価高が今後も続くかもしれない、どこで終わるかも分からない中、一般財源からずっと出し続けるのか、今後も続く状況に対して、どう思われているのか、この2点に対して、ご答弁をお願いします。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは、まず財政調整基金繰入金の減額、臨時財政対策債の減額、それから歳出で財政調整基金積立金を増額している件、それと今回の補正予算の意味づけでございます。まず臨時財政対策債につきましては、普通交付税の決定と併せて臨時財政対策債の発行可能額につきましても3億9,948万円と決定をされております。

当初予算で臨時財政対策債6億5,000万円を計上しておりましたので、その差額の2億5,052万円を今回は、減額しているところであります。

それから、財政調整基金積立金2億6,715万7,000円でございます。こち

らにつきましては地方財政法の第7条の規定によりまして、地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上、剰余金が生じた場合においては、当該剰余金のうちの2分の1を下らない金額は、これを剰余金が生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとの規定がございます。

今回のこの積立金につきましては、補正予算書の13ページに前年度繰越金5億3,431万3,000円を計上しております。その2分の1を規定に基づき、歳出で計上しているものでございます。

それから歳出で今回、原油高騰、物価高騰等もございまして、民間保育所等の物価高騰対策や公共交通機関の物価高騰対策の補助金を計上しております。それぞれの財源の調整といたしまして、結果的に歳入の財政調整基金繰入金が減額となっているものでございます。

2点目の公共交通機関物価高騰対策補助金の財源の話でございます。こちらにつきましては現在、予算としましては一般財源となっております。ただ、地方創生臨時交付金でも原油高騰でありますとか物価高騰に対しましては、対象のメニューになっておりますことから、この公共交通機関物価高騰対策補助金につきましても、地方創生臨時交付金の計画の中に含めてまいりたいと思っております。

ただ、現在、地方創生臨時交付金の限度額は国から示されております。こちらにつきましまして、補正予算第3号で全て計上しております。このため、それ以上充てることはできませんので、この補正予算書には一般財源として予算を計上させていただいている状況でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ご説明ありがとうございます。

1点目の質問に関しては、あくまでもルール上のとった対策であると理解させていただきます。

2点目に関しましては今後も、これは総合的に勘案して今後、我々議会としても意見書を出していくなど行動を起こしていかなきゃいけない部分が多々あるのかなと思いついておりました。またいろいろと議論させていただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは補正予算書の16ページ、交通安全対策費につきまして、道路の拡幅の整備となっていた件です。竹の鼻ガードは、昔は信号もなく、大変危険な箇所でした。それがタイミングよく手前の建物がなくなったことで、道路の拡幅ができたんだろうと思います。本当に渋滞しやすい場所ですが、安全対策が進んだと思って、地域の皆さんは大変安心して喜んでおられると思っております。まだまだ摂津市内には要望の多い地域などあると思うんです。今後の計画みたいなものがもしあれば、教えていただければと思います。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 今回のこの案件以外に市内にまだ交通安全対策がなされていない、歩車分離が図れていないような道路は数多くあるということは、今の状況でございます。ただ、今後こういう局所的な交通安全対策を図ろうといたしますと、そこにはお住まいの方であったり、なりわいをされている方のご意向等も当然でございますので、その辺りを含めて今後も地元の状

況を勘案しながら進めてまいりたいと思っています。

今のところ、計画ではないんですけれども、今後ともそういう状況をつぶさに現状も勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

地域の要望と、たまたまのそういった情報が合致して、いいタイミングでこういう結果になったんだと思います。それでも長い期間がかかっての今回の整備ができたと思います。

あと、やっぱり市民の皆様からすれば、本当に朽ちかけているお家をいつまで放置しているのかなと思っているような場所をお分かりだと思います。そういった持ち主の方との折衝とか情報の察知は、これからは地域の皆さんとつながりながら、整えていただけたらと思っていますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

令和4年度の地方交付税の算定において、先ほどありましたように、交付税が増額になり、臨時財政対策債が減額になりました。部長会の資料の中に、速報値についてのいろいろ過去の表も入れていただいております。令和3年度ですと臨時財政対策債は13億円でありました。

まず、基準財政収入額と基準財政需要額との差額について、今年度の地方交付税の計画がどうであったのかも交えて、説明していただきたいのが一つです。

それから、公共交通機関物価高騰対策補助金の話が先ほど出ました。物価高対策と

して必要額について支援するもので、これについて評価しておきたいと思います。所管が違いますけれども、民間保育所にも物価高対策の補助金を出していただくことになっています。前回の補正のときには介護事業者に対して補助金を出していただいております。こういった面については評価をしておきたいと思います。

それから16ページの災害対策費、災害対策基金積立金で、今回また1,000万円を積まれます。これは何年か前から、この基金を積んでいく方針が出されて、大体今の時期に積んでいっております。それで合計5,000万円積まれることになり、目標であった5,000万円がこれで達成でございます。そこで、今後どうしていかれるのかについてです。私個人的には、やっぱり1億円ぐらい積まれたほうがいいのではないかと考えています。

どの辺の災害を想定するかによって変わらうんです。今言われているのは、やっぱり淀川が破堤をして、市域の8割が水没してしまったことを想定すると、やっぱりそれぐらいあってもいいのではないかと思います。今後の捉え方も含めて、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは普通交付税の増額と臨時財政対策債の減額の件でございます。今回の普通交付税算定の昨年度との違いというか、特徴でございます。まず基準財政収入額につきましては昨年度と比べて1.2%の増となっております。内容で申しますと、法人市民税は減っておりますけれども、固定資産税におけます償却資産、それから地方消費税交付金、法人事業税交付金などが増となっております。

すことから、収入額全体では1.2%の増となっております。

基準財政需要額につきましては、こちら臨時財政対策債の発行可能額がございます。この振替前の需要額で申しますと、昨年度より若干減になっていますけれども、ほぼ同様と考えていただければと思います。

あとは普通交付税の額と臨時財政対策債発行可能額との割り振りになります。昨年度は、国におけます交付税財源の不足もございましたことから、臨時財政対策債の発行可能額の割合が高くなっておりまして、約13億円と多額な発行可能額となっております。今年度につきましては、国が交付税財源を一定確保されておりますことから、臨時財政対策債の発行可能額が約4億円となったものでございます。

臨時財政対策債の発行可能額の振替前と振替後によってそういうものがございます。振替前では、ほぼ同様で、振替後に基準財政需要額において5.7%の増となったものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 竹下課長。

○竹下防災危機管理課長 私からは災害対策基金積立金の今後の見通しについてご答弁させていただきます。

この基金につきましては、令和元年度で2,000万円、その後1,000万円ずつ積み立てていき、令和4年度の今回の補正予算で目標の5,000万円に達することになります。この基金につきましては、災害発生直後に必要になる災害対策費用を想定しておりまして、この災害については何分規模が様々でございますので、最適な金額の算定は難しいところでございます。今後、災害による被害額の算定方法、これの

進展により基金の積み増しが必要になった際には、また財政課と調整しまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 最初の地方交付税の話について、難しい話ですので、また個別で教えてください。よろしくお願いいたします。

一番気になっているところで、令和3年度では、最終的にこの基金の取り崩しがゼロになる、これは毎年そういう状況が続いている中で令和4年度は、どうもそうはいかないと。最初の取り崩し額が39億円で、千里丘西地区のまちづくりが今ピークを迎えていることもあります。一番注目しているのは、どれぐらいまで圧縮できるかが一番やっぱり注目をしているところでございます。それだけではないですけども、やっぱりそれと併せて今度は、物価高対策等を進めていかなければいけません。国もまた第2次の物価高対策をすると岸田首相が言っています。しっかりまた市民を守る取り組みをしていかないといけません。これはしっかりとまた計画を立てて、やっていっていただきたいと要望しておきますのでお願いします。

それから災害対策基金の積み立てでございます。一般財源から積み上げていくので、5,000万円の目標を達成しました。やっぱりいろんな寄附金とか、そういうものも合わせて積んでいく考え方もあると思います。これは柔軟な考え方の中で、いざというときにしっかりと、利用できるような体制を今後とも取っていただくことで、要望しておきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは所見をお聞きしたいと思います。3ページにあります債務負担行為の追加で、建物等総合管理事業とそれから電気保安業務委託事業についてです。それぞれ令和4年度を含めると6か年ですけれども、一応5か年の委託計画のための債務負担行為だと思います。この間の物価高騰であったり、消費税の引き上げであったり、または人材不足や資材の高騰等、いろいろなコストが上がってきている状況が報じられております。今回の債務負担行為それぞれ、こういった物価高騰等の影響を受けているのかどうなのか。前回との比較はどのように考えておられるのか、1点目にお聞きしたいと思います。

それから2点目です。14ページ、先ほども少しご質問がありました公共交通機関物価高騰対策補助金182万6,000円でございます。この182万6,000円、タクシー会社とバス会社に対してのものだとお聞きしておりました、以前、コロナ対策として補助金も交付されていたと思います。今回の補助金の計算根拠と対象額について、ご説明をいただけたらと思います。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 債務負担行為の限度額算定の前回との違いでございます。施設それぞれございまして、この5年間のうちで廃止されている施設もございますし、追加されている施設もございますので、まず施設の増減がございます。

それから、この限度額を算出するに当たりまして、現行の事業者に参加見積もりもいただいております。そこにはやはり人件費の高騰がございますので、その人件費の高騰分も含んだ部分での限度額とさせ

ていただいております。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは道路交通課に関わりますご質問にお答えいたします。

公共交通の維持に係ります物価高騰の補助金の根拠のお問いであったかと思っております。

路線バスにつきましては、これは軽油で動いている車両でございますので、軽油の燃料費の差額分、約23円でございます。こちらは資源エネルギー庁で出されている数値を基にしまして、各バス事業者の1日当たりの運行距離、路線ごとに各事業者で異なっており、それに応じた算定をさせていただきます。

タクシー事業者につきましては、これは大阪府で基準を示されておりました、3か月の期間で1台当たり1万4,000円でございます。こちらは既に国で一定補助はなされており、その差額相当分で、こちらはLPガスで運行されておりますので、こちらに対しましては約8円で、それぞれ算定の根拠とされております。

バス事業者に関しましては、阪急バスに66万1,000円、近鉄バスに37万円、京阪バスに5万3,000円。合わせてバス事業者については、3者で108万4,000円を計上させていただきます。

タクシー事業者におかれましては、市内に営業所のあるタクシー会社で、千里丘タクシーが34台保有されておりますので47万6,000円、続いて国際興業は19台所有されておりますので26万6,000円。この2社に対しまして74万2,000円を計上をさせていただきます。

以上でございます。



○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

債務負担行為の件につきましては、人件費の問題等が考慮されていると思います。これだけ人手がない、それから物価高騰等、適正な労働者への賃金が払われるように配慮するのは非常に重要なことと思います。そういった点は、もちろん契約ですから適正な競争の上で、よりコストの低いところを選ぶのは原則ではあります。やはりきちんとした最低限必要な部分については、しっかり考慮した選定をしていただきたいとお願いしたいと思います。

今後、5年の委託契約を結んでいると思います。この委託契約を結ぶスケジュールについて、仕様書であるとか、今までのところとそのまま継続されるのか、また新たに入札を行うのか、どういった選定をされるのか、お聞きしておきたいと思います。

あと、タクシー、バス等の公共交通機関への物価高騰対策補助金について、この件については対応していただきましてありがとうございます。

これだけ原油であるとか様々な資材などのコストが上がっていることで、経済そのものを動かしていく中で一定、様々な業界に対して補助をしていくのは非常に重要なことであるし、最終その消費者である住民の皆さんの負担を軽くしていくことにつながっていくと思います。非常に大事なことだと思います。公共交通機関の場合ですと摂津市でも100万円とか数十万円レベル、各公共機関に補助金を出すんですが、当然のように他市でも同じような形で、公共交通機関が走っておるわけで、国は一定の基準を決めて、大阪府も今後継続してやられるお話は聞いております。この大阪府などの都道府県とそれから市町村

レベルの横のつながりはどのようになっているのか。摂津市だけがやっても、公共交通機関に対しての、それほどのメリットにはつながっていかないと思います。その辺の他市や都道府県との関係。それから、今回の補助金について事業者から一定の働きかけ等があったのかどうかを含めて、その辺の関係性を教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 今後のスケジュールや業者の選定の仕方ですけれども、業者の選定につきましては入札を行ってまいりたいと考えております。

施設数がたくさんございまして、建物等総合管理事業においては96施設を予定しております。電気保安業務委託事業につきましては36施設を予定しております。入札の参加業者によるそれぞれの施設の現場確認等も必要になってまいりますので、この議決をいただきましたら、すぐに入札に入っていきたいと思っております。そして令和5年4月から必ず委託業務を実施していただくスケジュールを予定しております。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、安藤委員の2回目のご質問にお答えいたします。

他市の状況とのお問いであったかと思っております。既に近隣市で申し上げますと、高槻市が6月議会で対応されていると。大阪府におかれましても6月に対応されておりました、一定この時点で算定基準もお示しをいただいている状況でございます。先ほどもありましたように大阪府については、このバス、タクシーの事業者には7月から9月分で計上されております。

本市含めて、この9月議会で補正予算措

置については、茨木市が本市と同様の考え方で、予算案として計上されております。続いて豊中市、吹田市が今後、12月で予定をされているとお聞きいたしております。

2点目でございますが、各事業者からのご要望でございます。国では、さきにコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分の内容が示された上で、今年の初めから京阪バス、それから近鉄バス、大阪タクシー協会、大阪バス協会、さらにまた近鉄バスが再度お見えになられていること、阪急バスからは、それぞれこの物価高騰に対する、本市に対してのご要望がございました。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

契約については、96施設が建物等総合管理と36施設に電気保安業務委託で、それぞれ一括の契約になるかと思えます。やはり一括でやることでの建物間での連携であるとか、管理の仕方であるとかのメリット、あとスケールメリット等もあるかと思えます。こういったたくさん、しかも大小様々な施設をまとめて管理していくには、それなりに一定の大きな会社にならざるを得ないのかなと想像します。地元の中小事業者で、もう少し分割して受注機会をふやす考え方は、こういった建物等総合管理であるとか、電気保安業務等々ではそぐわないのか。あえてそれは特別にできないのか。やるメリットよりもデメリットが大きいのか。その辺、分離・分割の考え方についてお聞かせいただきたいと思えます。

それから公共交通の分についてです。やはり物価高騰によって苦しんでおられる公共交通機関は、それぞれの市というより

は非常に広域で役割を担っておられる。そういう点でいうと、やはり国であるとか大阪府など広域において、統一した形で補助の施策を組んで、予算を組んでやっていくことが大事ではないかと思うわけです。市町村の意思決定でやらないとの選択肢も出てくることになります。そういう点は非常に、どうなんだろうと少し首をかしげなくなる。摂津市の場合、きちんとやられるということでもありますので、その点はいいと思うんです。そういった点は、やはり国や大阪府に、きちんと物価高騰対策を広域で取り組んでほしい旨の要望等を市長会で併せて要請したりする動きがないのかどうなのか。ぜひやってほしいと思えます。そういう動きがあれば教えていただきたいと思えますし、要請をぜひやっていただきたいと思えます。

それから、こういった物価高騰であるとかコロナの影響等々で国の指針が示されて、国からのお金が使えることでの情報が各業界から伝わって、業界からも、こういう様々な要請があると思えます。それは当然のことだと思えますし、ぜひ機敏に、いち早く対応していただきたいです。それから、物価高騰で一番しわ寄せがあるのは住民一人一人でありまして、そういう意味では住民一人一人の暮らしの物価高騰対策を行っていくのはそれこそ、それぞれの市町村、つまり基礎自治体である摂津市の役割であります。国の予算がつく、つかないは別にして、業界だけでなく市民の暮らし、物価高騰への対応を市としてやっていくことも非常に大事ではないかと思えます。これはもう所管もまたがってしまいますので、私の意見として申しておきたいと思えます。ぜひ部長会、もしくは、これからの予算編成等でご議論いただけた

らと思います。

以上です。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 分離・分割の考え方についてでございます。今回、確かに多くの施設はございますけれども、担っていただく業務内容は、ほぼ同じような内容の業務を担っていただくこととなります。そのことからやっぱりスケールメリットで複数の施設を委託することによって、スケールメリットによる経費の削減を目的にさせていただいております。施設をまとめることによる契約を考えております。

○三好義治委員長 寺田部参事。

○寺田建設部参事 それでは、安藤委員の3回目のご質問にお答えいたします。

国・府への広域的な関わり、取り組みについてのご要望でございます。今のところそのような要望、この公共交通に関しましては、いたしていないところでございます。この物価高騰は何も公共交通に限ったことではございません。私どもからいいますと、今後、国・府に対して全般的な取り組みの内容は、今後また庁内でも検討していく必要はあると認識いたしております。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後にいたします。

分離・分割についてでございます。今ご説明いただいたところによると、建物は違うけれども、管理をする内容についてはほぼ同じであって、スケールメリットが一番の大きな理由とのことであります。一定は理解できると思います。一方で、この間の物価高騰であるとか長期不況等ですね、中小業者、コロナの影響も受けて、仕事がどんどん目減りしている状況の下で、物価高騰対策が国からも一定業種ごと、個別対応

にはなってはいますけれども、中小業者への様々な支援を行っているところでもあります。

きちんとした競争とそれから、きちんとした管理の技術やノウハウのあるなしは、きちんと定めなければいけません。分離・分割、もしくは安威川以南・安威川以北、または一定の施設の規模、または種類ですね、教育施設であったり、または市民活動施設だったり、様々な分野ごとで一定の分離・分割の考え方が、あってもおかしくはないと思います。その点については、また新たな時代の中で分離・分割で地元の中小業者、確保していく点から、もしくは地元の業者の育成という点からも、そういった研究や検討もしていただきたい、これは要望しておきたいと思っております。

それから公共交通物価高騰対策です。課長も今おっしゃっていただきましたように、物価高騰の影響は、あらゆる分野に波及しております。もちろんそれぞれの業界ごとへの対策も、一定の効果はあるのかもしれませんが、パッケージで、全体的に物価高騰対策を国の責任できちんとやられるべきだと思います。

そういう点では市からも、そういった立場で、国への要請もしていただきたいです。庁内での議論も、そういった立場に立って議論をしていただきたいと改めて要望して、質問を終わりたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最初に、今議論されています、公共交通関係だとか、保育所等への物価高騰対策が計上されています。国からもご承知のとおり、これから非課税世帯に対する5万円給付が言われております。そういう対策もしていくことになっております。

今回、市として、各家庭に送られている商品券、グルメクーポン券だとか、いろんな意味で、しんどい生活の中で、特に自治体が行う二つの動きについて大きな関心を持って受け止めております。やっぱり今回、商品券を中心に3億3,000万円の交付金を全部つぎ込むことで動いております。単費であっても、そういう課題については積極的に議論していただいて、実行に移していただきたいと思います。

ご承知のとおり、このコロナ禍の中で財政状況は、民間企業でいえば優良企業と言われるほどで、約166億円の基金になっています。市民の中では、こんな基金があるのに、もっともっと暮らしを守る方向で、頑張ってもらいたいとの意見も出ております。ぜひそういう議論をしていただいて成果が出るようによろしく、まずお願いしておきたいと思います。

それで10月には決算審査がありますので、今時点で大まかな議論だけさせていただきたいと思います。

今回、補正について、財源的には今時点での国の地方財政計画上で、この摂津市における地方交付税、臨時財政対策債がある程度確定しましたので、その財源調整を含めて、いろんな課題をつけて補正が組まれております。歴史的に見て、このコロナ禍の中でどんどん地方交付税がふえている、このことについてどう理解していいのか、お聞きしたいと思います。

私の手元資料が2010年からありまして、今は2022年なので、12年前から見ましても、これだけ多額の普通交付税が組まれることはなかったわけです。令和2年度に行われた5年ごとの国勢調査で北摂地域を含めて、摂津市は人口がふえた。人口増が地方財政計画上、影響してい

るとのことです。地方交付税がこれだけふえた背景について、少し分かりやすく説明していただきたいと思います。

もう一つは、今年も半分以上過ぎました。先ほど議論がありましたように、当初たくさんのお繰入金も組んだけれども、基金を使うことなく決算を締める年度はたくさんあります。令和3年度も結果としてはゼロで、14億円を超える金額、これ土地開発基金に入れ込むわけでありまして。

令和4年度は半年過ぎた中で、今年度の財政状況の予想について、今時点で見ているのかについて、2点目で教えていただきたいと思います。

以上、二つです。

○三好義治委員長 森川課長。

○森川財政課長 まず1点目の地方交付税がふえた背景、どう考えているのかです。まず一つは、基準財政需要額にいろいろな費目がございます、昨年だったと思えますけれども、新たに地域デジタル社会推進費という費目も加わってきております。デジタル化もございますので、その部分が需要額に算入されているのがまず1点です。

それから、委員もおっしゃっておられましたように、人口の部分であります。令和3年度から、令和2年度に行われました国勢調査の人口に置き換わっております。やはり人口が基本の単位になります。全国的に見ると、人口は減少傾向にありますけれども、令和2年度の国勢調査におきましては、本市は増加となります。その部分が需要額に大きく反映しているところもありまして、地方交付税が現在ふえているのが背景にあるのではないかと分析をしているところでもあります。

それから年度末の財政状況の予想でご

ございます。財政調整基金と減債基金と公共施設整備基金、この基金によります令和3年度末の現在高が約140億円でございます。それから当初予算でありますとか補正予算でそれぞれ取り崩し、積み立てを計上しておりますことから、予算上では令和4年度末が104億円ほどとなりまして、その差が36億円ほどの取り崩しになります。もちろん歳出におきましては不用額も発生してまいりますので、必ずこの36億円取り崩しになるのかということ、そうではないと思っております。あと、市税の収入がどうなるのか等の歳入も大きく影響してまいりますので、現時点で年度末の取り崩しが幾らという数字をお答えするのは非常に難しいと思っております。

ただ、令和元年度・令和2年度・令和3年度におきましては取り崩しなく財政運営できましたけれども、令和4年度につきましては、幾らかの基金からの取り崩しは必要になってくると予想をしているところであります。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 1点目については、またいろいろ議論したいと思っております。今年度末の問題について、毎年、この9月議会で大まかな議論をしながら来ております。同じご答弁だと思っておりますけれども、結果として、このコロナ禍であっても、どんどん基金がふえ、交付税もふえていく。これは何なのか、はっきり言ってなかなか僕らも説明できない部分があるんです。しかし、コロナ禍や円安、物価高によって市民の暮らしはしんどくなってきていると。でも、基金はどんどんふえていってます。その辺の関係性について、なかなか理解できないこともありましたので、こういう点で、いろいろ概略的な議論をしたいと思っております。

コロナ禍であって、なぜ基金がどんどんふえるのか。そして気持ちとして国民の生活はどんどんしんどくなっていく中、地方公共団体がどんどん貯金がふえている、こういう関係性について、副市長からでもご答弁いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 毎回いろんな議論の中でいわゆる基金、積立金が非常に多額になっているのご指摘がございます。基金を分析しますと、平成27年度のときに非常に基金がふえました。これは平成26年度だったと思うんですが、健都の土地の売却部分で、ほぼ70億円弱ぐらいはございました。それと、何年間にわたります市たばこ税の通常収入以上の収入がございました。通常は年間で7億円ほどですが、この数年間で約120億円ぐらいは、そここのところで余分な収入があったと思っております。

現在、土地開発基金も入れまして、170億円弱ぐらいございます。それは全て土地の売却収入、それから、市たばこ税の収入に基づいた基金が残っているものです。通常、一番理想的なのは、毎年の収入から支出を引いた残りの金額を積み立てて170億円になれば一番いいんですけれども、そういう臨時的な収入によって基金が、かなり現在は積み上がっております。

ただ、これも決算のときにまたご議論があると思っておりますけれども、財政健全化水準でいきますと約12%が標準財政規模で約12%赤字になれば、財政再生団体になると思っております。大体200億円の標準財政規模ですので、26億円ぐらいの赤字が出れば財政再生団体になると。26億円ですけれども、単年度で13億円の赤字が出れ

ば当然2年間ですから26億円。そのために基金を温存しておかないと、いつ何どき、そういう事態に陥るかも分からないため、基金を残してございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 一言申し上げておきます。いろんな経過の中で、言われたように結果、大幅な基金の増に至ったことは当然お互いに理解しているわけです。しかし、実際そういう基金があるわけで、それをいかに市民生活に生かしていくのか。財政全体の活用を生かしていくのかが問われていると思っています。市民の方々がこういう今の財政状況について平たく言えば、自分たちの生活がしんどいのに、市役所はいっぱい貯金を持っているとの見方も多くの方がしているわけです。だから、そういうこともちゃんと受け止めていただいて、最初に申し上げたように、今の市民の生活実態と併せた財政の活用について、改めて議論していただく。その中で将来必要な財源計画をつくりながら、市民に信頼される方向に財政運営をしていただきたいことを改めて申し上げて終わります。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時56分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

議案第45号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 先日の本会議で、市長公室長から提案説明いただきました。今回の条

例改正に当たって、その大もととなる法律が、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律とのことで、とんでもなく長い名前です。今この法改正で、育児休業がどのように変わるのか、そのポイントをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

法改正のポイントにつきまして、大きなポイントといたしましては、これまで出生後8週間における育児休業、いわゆる産後パパ育休を1回、あと通常といいますか、3歳到達するまでの育児休業1回をそれぞれ取得することができました。今回の改正によりまして産後パパ育休を2回、あと3歳到達するまでの育児休業を2回取得できるように緩和されたことが最も大きな法律の改正内容となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

育児休業の回数制限を緩和することで育児休業の取得促進が進んでいくのは非常に重要だと思っています。これについては引き続き取り組んでいただくとして、その一方で、利用する職員について、昨年で構いませんので、男性の育児休業の取得率をお聞かせください。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年の男性の育休取得率でございます

けれども、57.9%となっております。なお、大阪府下の平均は24.5%と聞いております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

大阪府下平均の倍以上の取得率であることが、今お答えいただいた数字でよく分かったと思います。このような職場環境をしっかりと適切につくっていただき、今後とも取り組みを続けていただくように要望して、この質問を終わります。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 今、産休を取っている率について、教えていただきました。57.9%、随分高いと思います。この休暇は、例えば半日も育休に扱われると聞いています。57.9%の中身について、結構長期で取られている方が多いのか。本当に短期で取られている方が多いのか。その中身をお聞かせいただければと思います。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

期間につきまして、令和3年度、1か月未満の方が3名、1か月以上3か月未満の方が6名、3か月以上半年未満の方が1名、1年の方が1名となっております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 結構長期で取ってくださって、職場の理解もあつてのことだと思いますので、大変いい傾向だと思っております。こういった産休の取り方が分散して取りやすくなることは、今後の子育て、また、保育所になかなか入れなかったり、入っても子どもがなじめなかったりとか、いろんなことがあつての分散ができ、本当に

ありがたいことだと思っております。このことについては理解をいたしました。

もう一つは、産後また職場に復帰した際のお母さんの体調のことです。基本的に母乳で育てている方は、復帰したとき子どもにお乳を与える時間が減りますので、体の中に出来上がっているミルクがやっぱり胸の中で張ってくるんですね。張ってきて、かなり痛い状態、それをやっぱり搾乳、つまりお乳を取らないと本当にしんどくなってきます。この搾乳をするのに非常に気を遣わなきゃいけないという現実的な女性の声があります。労働基準法の中にも育児時間があるらしくて、1日に2回程度、1回30分以内の、そういう時間を取ってもいいという基本的な法律があるようです。そういったことで職場では女性の方、やっぱり言いづらいことだと思います。かといって、それを取れる場所があるかというたら備わっているわけではないので、どうしてもやっぱりトイレで、しかも洋式トイレでないと、もし搾乳しなきゃいけない場合は難しいと思います。そういったところでの気遣いであったり、周囲に気づかれたらどうしようとか、いろんなことを思い悩んでしまうことがあります。それを無理して放っておきますと乳腺炎といって病気になるってしまつて、今度は熱が出だして、その後の胸のケアは、かなりつらい治療をしなければいけないことをまず知っていただけたらと思っております。

その上で、何かそういったことが起こらないか、まず配慮的なことで何か担当課として今後考えていっていただければと思います。その点どういった見識でいらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご

質問にお答えいたします。

今、搾乳の話ですとかそういったお話をいただきました。様々な職場の在り方は、もちろんいろいろあるかと思えます。引き続き職場環境の充実については、しっかりと研究をしてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 保育所でお勤めの保母さんなんかは、当然そういうことがすぐできるような感じになっています。取ったお乳も冷蔵庫で保存して持って帰って子どもに飲ませてあげられる、そういう場所ができてるわけです。でも、一般的にはそんな場所ってほとんどなくて、大概、取ったお乳もトイレで捨てなきゃいけない、そういういろんなもやもや感が女性にはあることをぜひ知っていただければと思えます。復帰した女性に対して、そういった配慮ができる職場環境は、ただ育休だけの話ではなく、これからの人材確保にもつながっていく話ではないかと思えます。

アメリカでは、こういう休業制度がないがために、搾乳をするための施設をかなり整えている環境があります。日本は休めるところで、その辺のところは曖昧になっている部分もあると思えます。ぜひそういった女性でないと分からない経験なんですけれども、配慮できることをしていただければと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今回の条例改正は、国の大もとの法律が改正をされた。それに基づいて非常勤の職員についてはこの条例で、同じ内容の育児休暇について緩和されるとのことでございます。先ほど来、男性の

育児休暇の比率が高いと課長がおっしゃっていただけていました。マスコミなんかでも、いつも男性の育児休暇と問題にされているのは職場の雰囲気、取りやすい雰囲気をつくっていくことは非常に難しいと、報道などもされています。やっぱり制度が幾ら緩和されても、取りやすい環境をどんどんつくっていくことが一番大事だと思うわけです。それほど高い取得率になっていることは相当いろんな特出すべき取り組みをなさっているんだろうと想像したわけです。その取り組みについて、教えてください。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

職場の雰囲気であります。まずはそれぞれ育休を取ることができる対象の方がすぐ見て分かるような男性育休のパンフレットといったものを作成しております。また、育休だけではなく、育児に関係するような休暇のパンフレットを作成して、周知を行っております。

職場環境でいいますと現在各課に摂津市職員行動規範といったものを貼っております。良好な職場環境の醸成と保全という項目を掲げておまして、併せて所属長によります職場環境づくりを行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ほかにも恐らくいろんな取り組みをしていただいているんだろうと思えます。そういった意味では気を遣わずに、そういう休暇が取れる職場づくりは、非常に大事だと思います。これからはしっかりとつくっていただきたいと思えます。



この部分は、やっぱり公務員の働く場から進めて、そして一般の企業にもどんどん進めていかなければならないと思うんです。そういう意味での理想の職場づくりという意味もあると思うので、これからもしっかりと取り組んでいただくようお願いしておきます。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 そうしましたら議案第45号について、これまでも議論をされておりますので、重複しないようにと思っております。非常勤職員の育児休業の要件といえますか、回数であるとか方法の緩和で、非常に前向きな改正だと理解をしております。

その上で藤浦委員からもお話がありましたように、会計年度任用職員の制度が始まって、ちょうど3年目を迎えていると思います。これまでの決算、様々な議論の中で、非正規で大体4割ぐらいだったと理解しております。主に保育所であったりとか、学童保育であったりとか、既に人手不足が常態化している職場での非常勤職員の比率が非常に高いと認識しているわけです。人手が少ない中、子どもの命や安全を守る点では、なくてはならない存在である非常勤職員が、やはり育児休業を取る上で職場の環境だけでなく、ご本人の意識も非常に重要になってくると思うんです。

その点、今度の法制度の改正、それから条例の改正によって、育児休業が非常勤の方でも、さらに取りやすくなっていることをどのように職場、それから働いている非常勤職員ご本人、または保護者の方々への理解も深めていかなければいけないと思います。

どうしても民間の事業者のほうがどち

らかとというと、こういった育児休業等の取得については、公の施設よりも遅れてくる中で理解が得られにくい環境もあると思うんです。育児休業をいかに取りやすくするのか、その点の啓発であるとか、それから市民の皆さんへの周知について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

啓発、周知でございます。今回の条例改正のポイントである会計年度任用職員の方に対しまして、先ほど男性職員のパンフレットのお話をさせていただきました。会計年度任用職員に係るいわゆる休暇制度のパンフレットを作成、周知、そこに加えて育児に特化した休暇制度のパンフレットの作成、周知を行っております。

あと、会計年度任用職員の募集要項、実際に採用にするに当たって募集要項に休暇制度を掲載しております。そこに夏季休暇等に加えて育児休業についても記載をしておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

藤浦委員からもありましたように制度がよくなっても、それが生きたものにならないとあかんと思います。そういう意味では職場だけでなく、その地域や保護者、社会全体がそれを受け入れられる環境をつくっていくためにも、やはり公の職場で率先して進めていくのは非常に重要であります。それは任務、責任でもあると思いますから、その点の工夫や努力をしていただきたいと思います。決算等でも議論になっていくところで、特定事業主行動計画について、先ほどもありました男性の育休の取

得率とか育児参加、休業の取得率について、これは会計年度任用職員の数がこの行動計画の中に含まれるのか、ちょっと理解不足なんですけれども、それには非常に寄与するものだと思います。さらなる発展をしていただく努力をしていただきたいと思います。要望とします。

以上です。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第46号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 今回の議案第46号について、退職手当条例の改正内容、ポイントをお聞かせください。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の条例改正のポイントは、これまで非常勤職員のうち、フルタイム会計年度任用職員は6か月連続で18日以上勤務日数があることを条件としまして、退職手当の支給対象者となっておりました。しかしながら、暦の関係上、例えば連休がある5月、年末年始があります12月、1月、あと日数が少ない2月などは、そもそも勤務日数が少なくなってしまう傾向がございます。特にこれらの月の勤務日数が20日に満たない場合、仮に私傷病による欠勤が例えば3日以上あったとしたら、その段階で退職手当の支給要件の対象となる計算、6か月連続のところはリセットされて

しまうことから国家公務員におきまして、退職手当支給の要件が緩和されることとなりました。

その緩和の内容といたしますのが「18日」から「20日と「その月の勤務日数」の差に相当する日数」を引いた日数以上の勤務日数があれば、それを一月とみなして、つまりは6か月連続の対象の月としまして、ひいては退職手当の支給条件の緩和になります。本市におきましても、国の動きに従いまして、同様の措置を講ずることが適当であると考え、上程させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

今回の改正は、フルタイムで働く会計年度任用職員に対する退職手当の支給要件の緩和として理解をさせていただいております。このフルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の支給実績について、今お分かりであればお答えをお願いいたします。

以上です。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

フルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の支給実績につきまして、令和2年度は、4人に対して合計84万2,000円、令和3年度は、3人に対しまして56万800円を支給してございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

会計年度任用職員の方がどうしても退職手当の支給対象になりづらかったところの改正で、引き続きこの運用をしっかりと

進めていただければと思ひまして、これは要望とさせていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 続いて私も、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給の要件が緩和される点についてです。こちらについても前向きな改正だと受け止めております。

そこでお聞きしておきたいのは、会計年度任用職員の制度が始まって、その中で退職金の要件緩和が対象となるのはフルタイムの方だと認識をしております。職場の中でフルタイムと正規の職員の役割の違い、当然処遇が違っておりますから、役割や責任は違うと思ひますし、報酬も当然ながら違ってきていると思ひます。その点の違いについて、お聞かせください。

あわせて、会計年度任用職員の要件が1年更新の最長3年で、3年たった時点では改めて募集をするなどして更新をすると思ひます。以前からの非常勤職員の場合も更新を続けておられて、何年か長期に働いておられる方がたくさんいらっしゃいました。現段階でフルタイムの会計年度任用職員の中で勤務期間の平均、それから最長がどれくらいなのか。ちょうど令和2年度から2回の更新をされている会計年度任用職員が今年度末に3年を迎えます。今後の更新の予定など、お聞かせいただきたいと思ひます。

○三好義治委員長 松本課長。

○松本人事課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず役割でございますけれども、現在このフルタイム会計年度任用職員は二つの職種のみでの任用となっております。それは認定こども園非常勤保育教諭と、認定こ

ども園補助保育教諭となります。両方ともこども園での任用職員となります。したがひまして、その役割の違いを申し上げますと、どうしても保育の話にはなってしまうんですが、こども園では例えば3歳、4歳、5歳は一人担任なので、ここは正職が入っています。ゼロ歳から2歳につきましては複数担任で、例えば正職が二人、フルタイム会計年度任用職員が一人という担任制を取っております。

実際に役割としまして、例えば正職は当然、取組内容を発案したり、園長、副園長と連携したり、ほかの年齢のクラスとの調整を行い、中心となる部分は正職が行っております。フルタイム会計年度任用職員の担任の方はそこはされておられない部分が役割の違いでございます。

あと、一般職非常勤の時代からの引き続いての勤務についてでございます。会計年度任用職員の制度ができる前は当然フルタイムではないことを前提といたします。最も長く働いておられる方が現在で15年目、平均としては、おおよそ4.5年でございます。フルタイムで働いてもらっている期間といいますと、現時点では会計年度任用職員制度が始まりまして2年半になります。

以上でございます。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今ご説明いただきましたフルタイム会計年度任用職員、現状では認定こども園の職場とのこと。深い議論になると所管も変わってくるので、あまりここではやりませんが、実質継続で最長で15年、それから平均で4.5年ぐらいとのこと。新しいフルタイムの制度が始まった後ですから、まだ3年未満であります。今後、とりわけこういった分野であれ

ば子どもや保護者との関係、安定的な関係性、継続性が求められている職場でもありますので、働く側のよほどの理由がない限り、長期的な継続が望ましいのではないかと思うわけです。しかし、あえて会計年度任用職員にされている、その辺のところは、なかなか理解がしづらい部分であります。

今回、退職金の制度が要件緩和されます。しかしながら、これは正規職員を雇用せずに会計年度任用職員の雇用を続けることにつながる構造的な問題があるのではないかと考えています。

昨日、自治体労働組合総連合等が初めてアンケート調査を行って、自治体で働く非正規労働者の6割が年収200万円未満、いわゆるワーキングプアにも相当する収入しかない。そういった方々が主に子どもや、もしくは介護の施設や、人に関わる分野、現場で、命や安全を担っている状況が生まれていることが言えるのではないかと思います。

そういう点ではパートでの会計年度任用職員は、それなりに正規職員と役割とか仕事の責任が異なることは分かります。フルタイムで働くのは、それだけ職場の要請があることであって、正規雇用に切り替えていくこともやはり視野に入れるべきではないかと思えます。特に人の確保が非常に困難を極めるような状況が続いている中で保育士など、それから介護などケア労働者に対する処遇改善です。個別に対応を国もしてきておりますが、抜本的な改善に至っていない状況です。そういった責任ある仕事をきちんと行政の責任で雇用し、市民サービスに生かしていく点では、この待遇改善の議論の延長線上に、摂津市の正規職員化も、やはり今俎上に上げるべきだと私は思います。これは意見として申し上げ

ておきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第39号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第45号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第46号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 安藤 薫